

平成22年第8回

香美市議会臨時会会議録

平成22年11月26日 開 会
平成22年11月26日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 2 年 第 8 回

香美市議会臨時会会議録

平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日 金曜日

平成22年第8回香美市議会臨時会会議録

招集年月日 平成22年11月26日（金曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 11月26日金曜日（会期第1日） 午前 9時30分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	12番	島岡信彦
2番	矢野公昭	13番	依光美代子
3番	山崎眞幹	14番	山崎龍太郎
4番	利根健二	15番	大岸眞弓
5番	爲近初男	16番	片岡守春
6番	千頭洋一	17番	石川彰宏
7番	濱田百合子	18番	竹内俊夫
8番	山崎晃子	19番	前田泰祐
9番	織田秀幸	20番	山本芳男
10番	比与森光俊	21番	小松紀夫
11番	竹平豊久	22番	西村芳成

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	商工観光課長	高橋千恵
副市長	明石猛	建設都計課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	野島恵一	下水道課長	佐々木寿幸
広域分権担当参事	奥宮政水	環境課長	横谷勝正
総務課長	法光院晶一	ふれあい交流センター所長	田中育夫
企画課長	濱田賢二	健康づくり推進課長	几内一秀
庁舎建設担当参事	前田哲雄	地籍調査課長	竹内敬
財政課長	後藤博明	林政課長	舟谷益夫
収納管理課長	阿部政敏	《香北支所》	
防災対策課長	吉村泰典	支所長	二宮明男
住民課長	山崎綾子	地域振興課長	今田博明
保険課長	岡本明弘	《物部支所》	
税務課長	高橋功	支所長	岡本博臣
福祉事務所長	小松美公	地域振興課長	西村博之
農政課長兼農業委員会事務局長	中井潤		

【教育委員会部局】

教 育 長 時 久 惠 子 幼保支援課長 山 崎 泰 広
教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 田 島 基 宏
学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 野 邑 裕 永

市長提出議案の題目

- 議案第 80号 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 81号 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 82号 香美市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議員提出議案の題目

- 意見書案第 15号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に反対する意見書の提出について

議事日程

平成22年第8回香美市議会臨時会議事日程

（会期第1日目 日程第1号）

平成22年11月26日（金） 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第 80号 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第 81号 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第 82号 香美市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

平成22年第8回香美市議会臨時会追加議事日程

（会期第1日目 日程第1号の追加1）

- 日程第1 意見書案第 15号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に反対する意見書の提出について

会議録署名議員

5 番、爲近初男君、6 番、千頭洋一君（会期第 1 日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時30分 開会)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから平成22年第8回香美市議会臨時会を開会をします。

これより日程に入りますが、その前に平成22年第8回香美市議会臨時会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。ちょっとのどを痛めておりましてお聞き苦しいと思いませんけんどもよろしくお願い申し上げます。

紅葉も終わりましたし菊の花の香る季節となってまいりましたが、議員各位、執行部におかれては何かと公務ご多忙の中をご健勝にてご活躍をされていますことを何よりであると喜び申し上げます。

今日の国際的な情勢といたしましては、ご承知のとおり去る24日に北朝鮮が韓国の延坪島を攻撃するというあつてはならない軍事衝突がありまして、民間人2人を含む4人が死亡する事件が発生をいたしました。また、国内では、沖縄の尖閣諸島付近での中国漁船による衝突事故に対する日本政府の対応や北方領土の国後島にロシアの大統領が訪問したことなどに対しまして、外交政策の弱さが今、世界に注視されているところがあります。

さらに民主党として衆議院選挙で公約した、いわゆるマニフェストについても財源がなく変更せざるを得ない方向に至っているし、特に子ども手当につきましては、平成22年度は1人1万3,000円を支給いたしましたでしたが、平成23年度は財源の見通しが立たないため1人2万円の支給ということで財源のその一部を地方に負担さず方向を示し地方六団体から猛烈な反対を表明されている状況であります。政党が選挙で示したマニフェストについて財源がないって言って地方に押しつけるのではなく国が責任を負うべきであるというふうに思うところであります。

また、TPPの環太平洋連携協定につきましても11月9日に関係国との協議を開始することを閣議決定しておりますが、TPPに参加して関税が撤廃されれば日本の農業を初め1次産業が崩壊する恐れがありますし、食料自給率が大幅に減少いたしまして日本の食糧は外国に依存するしかなく異常な事態を招くことになるのでどうしても撤回させなくてはならないというふうに決意をいたしておりますし、本議会で後ほど意見書も提出されることになっておるところであります。

さて、本日の臨時議会に市長から提出されている議案等につきましては、人事院勧告に関する議案等が3件であります。後ほど市長より提案理由の説明がありますので、議員各位におかれましては慎重な審議の上、それぞれの議案等に対しまして適切な議決を賜りますようお願いをいたしたいと思っております。

また、議員各位におかれましては、議会の品位を重んじ円滑な議事運営に各段のご協力を賜りますようお願いを申し上げまして開会に当たりまして私のごあいさつといたします。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今臨時会を通じて5番、爲近初男君、6番、千頭洋一君の両君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件については、議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、前田泰祐君。

○議会運営委員会委員長（前田泰祐君） はい。おはようございます。本日招集されました平成22年第8回香美市議会臨時会の運営につきまして、先ほど開催されました議会運営委員会の協議の結果を報告します。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました予定表のとおり本日1日としました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日の臨時会に付議された案件は議案3件であり、議案の審議は委員会付託を省略し、本会議方式により審議することに決定いたしました。

続きまして、意見書案について協議をいたしました。TPP（環太平洋連携協定）交渉に反対するもので、日本の農業の根幹にかかわる問題であり、緊急の案件として本日、追加案件として議題とすることに決定をいたしました。

次に、その他の協議事項についてであります。本日の会議についてはお手元にお配りいたしました協議結果報告書のとおりであります。

その他の協議、議会運営につきましては従来のとおりでありますので、議員各位の各段のご協力をお願いいたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。今臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元にお配りをしております予定表のとおりです。

【会期及び会議の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

平成22年第7回議会定例会において決定いたしました子宮頸がんワクチン等の公費助成を求める意見書については、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係の各大臣へそれぞれ送付をいたしました。

また、監査委員から随時（工事）監査報告書、例月出納検査報告書が提出されてお

ます。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりであります。

日程第4、議案第80号、香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第6、議案第82号、香美市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてまで、以上3件を一括議題とします。

まず、提案理由の説明を求めます。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。本日、平成22年第8回香美市臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多用のところご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。また、日ごろは住民福祉の向上に対しまして各地域でのご活躍に心から敬意と感謝を申し上げます。

議案の提案理由の説明に先立ちまして皆様方にご報告とおわびを申し上げます。

既にマスコミ報道もございましてご承知かと存じますが、環境課主事の公文秀一が去る平成22年10月5日に高知駅駐輪所におきまして盗難自転車を無断で使用していたところを警察官に職務質問をされ、同自転車で約100メートル余り走り去ろうとした後に取り押さえられました。その後、取り調べを受けて占有離脱物横領の事実を本人が認めました。その事実について10月13日に面談、報告を受け、同月22日には懲戒審査会を開き、その場においても本人は事実関係を認めました。これにより本非違行為の重大性を法令等に照らし、その結果、停職3カ月の懲戒処分を決定しました。このような重大な不祥事が発生したことに対しまして深く反省をし、再発防止に努めるとともに、今後一層の職員の綱紀粛正を図ってまいりたい所存でございます。また、市民の信頼を損ない、香美市議会議員の皆様方にご心配をおかけいたしましたことに対しまして心よりおわびを申し上げます。

それでは、今臨時会に付しております議案に対しましての提案説明を申し上げます。

議案第80号は、香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。一般職の国家公務員の給与改定が人事院勧告により実施されるので、本市においても給与改定を行うため本条例を改正するものです。

議案第81号は、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定であります。先ほど申し上げました不祥事発生に伴う市長、副市長の給与減額と議案第80号と同じく人事院勧告により本条例を改正するものであります。

議案第82号は、香美市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定であり、議案第80号と同じく人事院勧告により給与条例とその他の関係条例を改正するものであります。

また、詳細につきましては、それぞれ担当職員から説明を申し上げます。議員各位におかれましては、審査の上、適切なるご決定を賜りますようお願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本臨時会に付議されました議案第80号から議案第82号までの案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会に付議された議案第80号から議案第82号までの案件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから日程第4、議案第80号、香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） それでは、提案させていただきます。

議案第80号、香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成22年11月26日提出、香美市長 門脇楨夫

香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

短うございますので全文読み上げさせていただきます。

第1条 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例、第5条第2項中「100分の165」を「100分の150」に改める。

第2条 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の145」を「100分の140」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

附 則

この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

提案の理由でございますけれども、一般職の国家公務員の給与改定が人事院勧告により実施されることに伴い、本市においても給与改定を行うため本条例を改正するものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑がないようですので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第81号、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、法光院晶一君。

○総務課長(法光院晶一君) 議案第81号、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

平成22年11月26日提出、香美市長 門脇慎夫

香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

この中で第1条の中段にございます第5項につきましては、先ほど市長からお話がありました職員不祥事に対する市長及び副市長の職員監督責任から市長が減額を提案をするものでございます。

5 平成22年12月1日から同月31日までの間における市長及び副市長の給料月額、第2条の規定にかかわらず、別表に掲げる給料月額から当該給料月額の市長にあっては100分の10、副市長にあっては100分の5に相当する額を減じて得た額とする。ただし、当該期間の期末手当の額の算出の基礎となる給与の月額は、同条に定める額とする。

附 則

この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

提案の理由は、同じく一般職の国家公務員の給与改定が人事院勧告により実施されることに伴い、本市においても給与改定を行うため本条例を改正するものでございます。

以上よろしく申し上げます。

○議長(西村芳成君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

14番、山崎龍太郎君。

○14番(山崎龍太郎君) 山崎です。市長のほうからも説明がございました、この附則の、第5項になるかと思われませんが、この件について市長、副市長に当たって減俸ということでございますが、その背景の不祥事について少しお尋ねさせていただきます。

内容は私どももホームページ等でも見させていただきましたし、新聞記事でも見ましたが、一つお尋ねしたいのは、その香美市職員の懲戒処分の基準に関する規定という部分では、公開ということについてはうたわれておりませんわね。ほかの自治体のものを見させていただきますと、公開については社会的影響が大きなものについてはマスコミ等を

通じて出すということもありますが、実名等についてはすわね、かなりの配慮をされているのが実際です。もちろん重大という市長の意味合いのことはわかります。しかし、その社会的影響という部分のことを考えるときに、まだ総務課のホームページのほうにはずっと出ています、その事のでんまつを含めて処分のあれも。もちろん市民に対してのおわびということも踏まえてわからんでもないところがあるんですが、この方が3カ月停職ということで復帰されるわけですね、現実問題。そうした場合にこの実名を出すことで何が得られるのか、何か生まれるのかということが私は非常に、この職員さんに対しても、それから市職員のすべての状況を踏まえたときに、そのことがどういうふうな判断でまだまだずっとこのことが公開されていくのか、その点についてまずお尋ねしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 公開についてのお尋ねでございますけれども、公開につきましては公開の基準を定めておりまして、これに基づいて公開をしておるところでございます。

公開の効果につきましては、もちろん再発の防止、あるいはその制裁という意味もございます。公開をしなければならぬ状況に至った場合というのは、停職以上のものについて公開するというにいたしております。公開の基準につきましては、隣接自治体等の状況も十分配慮して同じような基準としておるところでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 14番。

隣接自治体をとということでは言われましたけど、私が調べた範囲ではそこまでの公開と、氏名、年齢踏まえてですわね、停職という部分では、確かに事のでんまつを思うときにはなぜもっと早くとかいろいろ考えますが、そういう部分が余りにも自己責任論に行き過ぎてるといふふうな私はとらまえ方、逆に言う見せしめ的な発想、こう言うちょっと語弊があるかもしれませんが、そういうふうにとらえますが、私はもう市長、副市長にあっては1カ月間減俸されると。ということは、その処分が終わるころには、監督責任としての処分が終わるころにはもうホームページの掲載はやめるべきではないかというふうに思いますが、そこら辺のお考えについてお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 公開につきましては、公開をするべきという声が大変強うございます。マスコミ等からも公開をしない香美市の姿勢というものについては大変批判を受けてきた経過がございます。そうしたことからですね、公開に踏み切ったところでございますけれども、この公開は本市だけが特別にやっていることではなくて市民の側のほうからも大変強いものがあります。市に対する大きな損害、市に対する、名誉を大きく傷つけるということからしても公開は当然だというふうに思います。ただ、

ホームページに載せることについて、いつまでも掲載するということのご指摘もございましたが、やはり制裁がというような部分がありますけれども、一定の期間、もう決定すれば削除するというふうなことも決めてまいりたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） この件について最後ですが、実際、今までの公開についてマスコミ等から意見があらわれて改善をしてきたということについて、その改善がちょっと行き過ぎじゃないかというのが私のとらえ方です、少なくとも私個人の。マスコミのとらえ方でも氏名、年齢等は出てませんでした。そのときにホームページ上にそこまで書かねばならないのかということについては、再度のそういう公開の基準というものを定められたのであれば、市民の声がそういう姿勢であるという、その改善は、我々は、私はもっと市民に身近な市政を目指すということでやりようがたくさんあるかというふうに思います。このことに関して、今回のことは、私は個人的見解としても行き過ぎはないかというふうな発想、思いがございます。その点について再度のお尋ねをさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） はい。山崎龍太郎議員のご質問にお答えいたしますが、大変山崎議員はさまざまな分野に向けての配慮をいただいております。ただ、私どもこうした責任を持つておる立場の者として、また職員も同じであります。やはりこうしたことについては毅然とした態度で臨むということがこれから先の行政のあり方であるというふうに私自身は思っております。先ほどのご意見も踏まえながら、将来的なことについてはなお一層検討を重ねてまいります。私の思いとしては、やはりそうしたことについてはきちっと対応していくという姿勢には私は変わってないと、思いは強いものがございましてご理解をいただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑がないようですのでこれで質疑なしと認めます。質疑をこれで終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第82号、香美市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を

改正する条例の制定について、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 議案第82号、香美市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

平成22年11月26日提出、香美市長 門脇槇夫

香美市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

大変長うございますのでこの条例の要旨をご説明申し上げますと、まず人事院勧告が求めています給与体系の改正、そして一時金の減額、それから、これは新たに入っていますけれども55歳以上の職員の減額、これらを改正の柱といたしておるところでございます。

この改正に伴いまして、給与におきましては減額、影響額と申しますか188万8,225円の減額、期末、勤勉手当につきましては2,244万9,000円の減額、そして、55歳以上のこの減額につきましては135万4,833円ということでございます。全体で3,070万円の減額と、1人当たりいたしますと年間7万4,000円平均の減額となるということでございます。

提案の理由は、一般職の国家公務員の給与改定が人事院勧告により実施されることに伴い、本市においても給与改定を行うため給与条例その他の関係条例を合わせて改正するところでございます。

以上よろしくお願いたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

15番、大岸眞弓君。

○15番（大岸眞弓君） 少し議案第82号についてお尋ねをします。

影響額につきましては先ほど総務課長のほうから明快にご説明がありました。全体で3,070万円の減額、影響額、1人当たり年間7万4,000円ということですが、昨年は5,000万円ぐらいだったかと思えます。昨年は住居手当が廃止され、期末手当、勤勉手当の支給率が減じられました。

一つは職員組合さんとはどのようにお話し合いをされたのか。

それと、もう1点、人事院勧告というのは国家公務員の給与に関する勧告なんです、こういう人事院勧告と地方公務員との給与の関係、人勧のこういう勧告に市町村としてはずっと従い続けなければならない、何かそういう決まりのようなものがあるのかなのか、その点をお聞きします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 人事院勧告につきましては、労働組合、労働権等が認められていない公務員につきましては、こうした制度があつて公務員の労働条件が定まっていっておるわけです。こうした長い日本の歴史の中でそのような仕組みがあるわけ

ですけれども、国家公務員に対する人事院勧告、あるいは県の人事委員会が県の職員に対してやる勧告がございます。しかしながら、市町村にはそうした勧告をする機関がございませんので人事院勧告を尊重してやってる。

労働組合のほうも、人事院勧告を尊重するようにと長年申してきたわけでございます。前回に、昨年のお話もありましたが、昨年も人事院勧告を尊重せよというお話がございまして、今回につきましても11月16日の団体交渉の中で人事院勧告を尊重しますということで、県の勧告ではなく国の人事院勧告を重視するという合意をいたしておるところでございます。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 14番。

先ほど3,070万円ということで今年の影響額を言われたわけですが、昨年もあったわけで、実際問題55歳以上の方も大分おられますので135万円ぐらい影響する。ただ、これ単年度だけじゃなくてずっと続くわけですわね。若い人にとっても給与体系が変わることによって188万円マイナスという、単年度だけの影響はそうなんです。実際それが、昨年も聞いたようにやっぱり、この2年間で約1億円近い部分が、市職員の方々が地域経済の活性化のために使いよったわけじゃない。ただ、生活権のために、食べる物は食べんといきませんで、我々も同じですけれども、そういう消費が減退していくということについての認識はあろうかと思えます。それは社会情勢で仕方ないと。ただ、そしたら地域の、ほいたらお店や商売されている方なんかも1人当たり平均7万4,000円と、若い人はそんなに給与体系も維持しておりませんけども、一定の年齢層になると、子育て層なんかもそうですわね。結局は、地域にとってはいい方向じゃないという認識はお持ちなのか、それを踏みとどめるような方向性を見出すお考えはないのか、減額を抑えるとかそういう発想をお持ちでないのかという点についてお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 公務員給与を地域の視点からとらえたらどうなるかというお話ですけれども、地域よりも全体、国全体が今行き詰まっておるわけでございますので、その視点も非常に大事かというふうに思います。

私たちは、給与だけでなく年金でも暮らしをしていかなきゃいけませんけども、ご承知のように年金につきましても大きく削減がされてきております。一方、公務員につきましても60歳定年というものがございます。ところが、年金制度が改正されておまして65歳にならないと年金の受給資格ができないと、こういうふうになりますと60歳から65歳までは無給状態と、こういうことが起こります。この状態をなくすためには定年制度を60歳から65歳に引っ張り上げるということも大事になってくるだろうし、また、その財源、原資として何を生み出してくるかという湧水みたいにはわいて

こんわけでありますので、限られた原資の中でやっていくわけですから、それらになりますと、やっぱり細く長くということになりますと一定給与を削減してそうした橋渡しができるような状況というものを今からつくり上げていかなければいけないと。それにつきましては職員も十分理解をしているわけですから、ないものねだりというわけにもいかない、あるものをどう使っていくかということで、限られた原資をどう使っていくかということだと思えます。

職員につきましても全く同じに減額をするわけではなくて、若年層につきましては、あるいは給与の低い部分については一定の配慮をしてやっておるわけでございます。これは給料表でありますけれども、給与表の高いクラスはこちらの右のほうにこうシフトしてくると。しかし、この下へ下がってくるところはそれぞれの級で高い給料になってくる。この高い部分については、赤い線で示してありますように一定これから下げていくということで、この色の塗っていないところは影響がない、若年とかあるいは給与の低い部分については一定の配慮をしながら、求められる社会の情勢に合わせた給与体系をつくっていかうとしておるのが現在でございますので、全体で考えたらこのような形にならざるを得ないと、私はそう考えております。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） ほかに質疑がないようですからこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず、原案に反対の方の討論を許します。

15番、大岸眞弓君。

○15番（大岸眞弓君） 15番、大岸眞弓です。日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表し、議案第82号、香美市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてに反対の立場で討論を行います。

議案第82号は、一般職の国家公務員の給与改定が人事院勧告により実施されることに伴う条例改正となっています。昨年も人事院勧告により本市職員の給与から住居手当の廃止、期末手当、勤勉手当の支給率の削減が実施されたことに続く給与の引き下げとなりました。

経済産業省の産業活動分析によると、民間所得者の平均給与は1997年をピークに低下し続けております。2008年までの11年間で総額14兆円の減少です。特に年収200万円以下の階層の増加が著しく、この階層は雇用の悪化を背景に1997年以降の10年間で1.3倍に増加しております。賃金水準の低下は可処分所得の低下を通じて長引く消費低迷の原因となっております。なかなか景気回復をしない、先ほど課長からご答弁のありました国全体の経済の行き詰まりはこんなところから来ているのではないのでしょうか。成長を続けるOECD加盟諸国の中で日本だけが逆にGDPが減少するという特異な経済状況のもと、人事院の勧告を根拠に年々一般職の給与を下げ続ける

ことが本市の将来に生きるでしょうか。

昨年、同条例の質疑において、市民の皆さんの暮らしを反映しての改正だというご答弁がございました。確かに私たちも公務員は恵まれている、給与も高過ぎるとの声を市民の方々からたくさんいただきます。仕事もない、あっても低所得という方、また、年金暮らしでも多額の税負担があるなど先の不安ばかりが募る暮らしの中で閉塞感も強く、比較してそう思われるのも無理はありませんが、そうした方々の気持ちに配慮するのであれば削減した分を何らかの形で市民に返していくという提案が同時になされるべきではないでしょうか。

前段で賃金水準の低下が消費低迷の原因になっているという経済産業省の分析をご紹介しました。消費の低迷は景気の低迷につながっています。私たちは本条例の施行によるさらなる個人消費の低迷、地域経済への負の影響、労働三権の規制されている公務労働の立場への配慮、生活権の保障などの観点から本条例案に反対を表明して討論といたします。公務労働が保障されることが民間労働者との乖離ではなく、民間労働者の労働環境をも整える、そのことによって個人消費を刺激し景気回復につながるよう願うものであります。

以上で終わります。

○議長（西村芳成君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。賛成の討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） ほかに討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。賛成多数であります。よって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前10時11分 休憩）

（追加議事日程を配付）

（午前10時11分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいまお配りしました意見書案第15号については、緊急の案件として日程に追加し、本日の議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第15号は、本日の

日程に追加し議題とすることに決定しました。

これからの会議の日程は、お手元にお配りしております追加議事日程に記載のとおりであります。

これから日程第1、意見書案第15号、TPP（環太平洋連携協定）交渉に反対する意見書の提出についてを議題とします。

まず、提出者の提案理由の説明を求めます。6番、千頭洋一君。

○6番（千頭洋一君） 意見書案を朗読いたしまして提案理由の説明にかえたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

意見書案第15号、TPP（環太平洋連携協定）交渉に反対する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成22年11月26日提出、香美市議会議員 西村芳成殿

提出者 香美市議会議員 千頭洋一、賛成者 香美市議会議員 島岡信彦、賛成者 香美市議会議員 依光美代子

TPP（環太平洋連携協定）交渉に反対する意見書（案）

政府は11月9日に、FTA・EPAへの我が国の取り組みが遅れているとの認識の下、センシティブ品目に配慮しつつ、すべての品目を自由化交渉対象とし、高いレベルの経済連携を目指すことなどを内容とする「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定しました。

この中で、例外なき関税撤廃を原則とするTPP（環太平洋連携協定）に対しては、関係国との協議を開始することを決定しています。

農林水産省の試算によると、TPPによって関税が撤廃された場合、農産物生産額が年間4兆1,000億円減少し、食料自給率は40%から14%へ急落します。また、農業の多面的機能が失われることによる損失額は3兆7,000億円にのぼります。

政府は、「食料・農業・農村基本計画」の中で、食料自給率50%の達成を明示しており、現状でのTPP参加はこれに大きく矛盾するものです。

本県におきましても水稲や畜産はほぼ壊滅し、野菜・果実等の生産も多大な影響を受けることが予測されます。さらに、農業だけにとどまらず、一次産業全体の衰退、地域経済の疲弊等、高知県全体の社会的・経済的活力を減退させることとなります。

以上のことから、国土と産業の均衡ある発展のため、下記事項が実現されるよう要望します。

記

1. 現状の農政の下で、例外なき関税撤廃を原則とするTPP交渉には参加しないこと。
2. 各国・地域とのFTA・EPA交渉においては、食料自給率が極端に低い現状や、

将来の食料需給に関する国民の懸念、国土の保全等に十分配慮し、農林水産物の例外品目の確保、十分な国内対策等、国内の関係品目に影響が生じないように対応すること。

3. 食料安全保障・食料自給率の向上を目指すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年11月26日、衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 西岡武夫殿、内閣総理大臣 菅 直人殿、内閣官房長官 仙石由人殿、外務大臣 前原誠司殿、農林水産大臣 鹿野道彦殿、経済産業大臣 大島章宏殿、高知県香美市議会議員、西村芳成

以上でございます。慎重なご審議の上、ご賛同のほうよろしくお願いいたします。

済みません。ちょっとミスプリがございまして、先ほど各大臣なんかの名前で「内閣官房長官」となっていますが「内閣官房長官」でございますので、ひとつご訂正をお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） はい。自由貿易協定そのものには私は基本的には反対ながですけれども、今回TPPに関する意見書案ながですけれども、高知県の香美市の議員として、議会としてこれを出すこと自体にはもちろん賛成ながですけれども、現実的に日本のいろいろ産業形態とか国とか考えまして、いうたら輸出の多い国家として自由貿易協定そのものに、今、政府が考えておる乗りおくれるということ自体は、いうたら日本の大企業、輸出企業が利益率が下がると。そういう結果、大企業が、実は海外へ生産とかどんどんシフトして自由貿易協定へ入っている国でやれば問題ないがですけれども、会社としては生き残るけれど世界のトヨタが日本のトヨタではないなる可能性もあります、パナソニックが日本のパナソニックじゃない可能性がある。そういった場合に日本の経済自体というか税収が大きく揺らぐことが懸念を、私個人としてはいたします。世界のトヨタが、愛知県にあるやつがどんどん海外に生産自体が、既にしているんですけど、シフトされていった場合、トヨタは困らないけどそこにおる、いうたらその下請業者も困りません、大企業ですから、それから孫請とかその小さい企業がどんだんこれにおくれることによって生産シフトしていった場合ですね、国税の部分がちょっと少なくなると。そういった場合、地方の香美市でしたら七十数%交付金とか補助金とかでやられゆう分の影響が出ないかという心配、私個人的にはしております。その辺についての心配は皆さんどのようにお考えか。提出者の方も1回ちょっとお聞きをしたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 6番、千頭洋一君。

○6番（千頭洋一君） 6番、千頭でございます。

確かに利根議員の言われることも当然考えなければならないことではございますが、今回その日本の1次産業、特に農業にとりましては、これをするによりまして米に対

しましては約1兆9,700億円、小麦では約800億円、砂糖等は約1,500億円、牛乳、乳製品は約4,500億円、牛肉とかその他に対しては約4,500億円、特に日本の米なんかの場合は、現在700%の関税がかかって保護されてる状況でございますが、それがこのTPPに参加されて、するとなった場合には30キロがなんと千五、六百円の米になってしまうというような、日本の農業を初め1次産業はもう壊滅的になるといったところで、ぜひこれに対しては参加しないようにということでございます。

○議長（西村芳成君） はい。ほかにございませんか。一応質疑ですので質疑のある方は。

ほかにございませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） ちょっとお諮りします。食料の「料」ですね、字句が違うちゅうのやないかという声がありますので、後ほど確認して正しい字句に訂正、これよかったですらこれでいきますので、間違っておったら訂正しますことご了解の上お願いしたいと思います。

ほかに質疑ございませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑がないようですのでこれで質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書案第15号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、意見書案第15号は、原案のとおり可決されました。

以上で今臨時会に付された議案はすべて議了しました。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

平成22年第8回香美市議会臨時会は本日1日でありましたが、議員各位の慎重な審議の結果香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを初め、市長から提出されました議案等に関しましては、それぞれ適切な議決がなされました。

議員各位には、議会運営に対しまして格段のご協力を賜り、スムーズな議会運営ができましたことに感謝とお礼を申し上げます。

12月議会、定例会も12月8日開会を予定しておりますので、これから寒さも一段と厳しくなっておりますので、議員各位、執行部ともにお体に十分気をつけてご活躍いただきますようお願いを申し上げまして閉会に当たり私のごあいさつといたします。

ここで門脇槇夫市長から発言を求められておりますので許可いたします。市長、門脇

槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） はい。どうもお疲れさまでございました。提案をさせていただきました3議案とも適切にご決定をいただきましてどうもありがとうございました。

また、先ほど報告もさせていただきましたが、職員不祥事につきましては改めておわびを申し上げたいと思います。今後こうしたことが起こらないように、なお一層徹底してまいりたいと思いますので今後とものご指導をよろしくお願いを申し上げます。どうもありがとうございました。

○議長（西村芳成君） これをもって平成22年第8回香美市議会臨時会を閉会をいたします。

（午前10時27分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 2 年 第 8 回

香美市議会臨時会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成22年第8回香美市議会臨時会
会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日（曜日）	会 議 等	
第1日	11月26日 （金）	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議録署名議員の指名 ・ 会期決定 ・ 諸般の報告 ・ 議案提案 説明～採決

議会運営委員会の協議結果の報告

（平成22年第8回香美市議会臨時会）

平成22年第8回香美市議会臨時会について、議会運営委員会で協議した結果は、次のとおりです。

1. 臨時会の会期及び会議について

- （1）会期は本日1日とします。
- （2）会議は予定表のとおりであり、委員会の付託を省略して、本会議で審議、します。

2. 意見書案について

意見書案第15号を追加議案として上程、審議します。

3. その他の協議事項について

- （1）臨時会閉会后に、「議員協議会」を開催します。

協議事項①地方議会議員年金制度について

②平成22年度行政視察研修について

③あわら市議会議員会「香美市表敬訪問」について

- （2）議員協議会終了後に「森林・林業・林産業活性化推進香美市議会議員連盟役員会」を3階議員控室で開催します。

協議事項①今後の事業等について

意見書案第 15 号

T P P（環太平洋連携協定）交渉に反対する意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 22 年 11 月 26 日 提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 千頭洋一

賛成者 〃 島岡信彦

賛成者 〃 依光美代子

T P P（環太平洋連携協定）交渉に反対する意見書（案）

政府は 11 月 9 日に、F T A・E P A への我が国の取り組みが遅れているとの認識の下、センシティブ品目に配慮しつつ、すべての品目を自由化交渉対象とし、高いレベルの経済連携を目指すことなどを内容とする「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定しました。

この中で、例外なき関税撤廃を原則とする T P P（環太平洋連携協定）に対しては、関係国との協議を開始することを決定しています。

農林水産省の試算によると、T P P によって関税が撤廃された場合、農産物生産額が年間 4 兆 1,000 億円減少し、食料自給率は 40% から 14% へ急落します。また、農業の多面的機能が失われることによる損失額は 3 兆 7,000 億円にのぼります。

政府は、「食料・農業・農村基本計画」の中で、食料自給率 50% の達成を明示しており、現状での T P P 参加はこれに大きく矛盾するものです。

本県におきましても水稻や畜産はほぼ壊滅し、野菜・果実等の生産も多大

な影響を受けることが予測されます。さらに、農業だけにとどまらず、一次産業全体の衰退、地域経済の疲弊等、高知県全体の社会的・経済的活力を減退させることとなります。

以上のことから、国土と産業の均衡ある発展のため、下記事項が実現されるよう要望します。

記

1. 現状の農政の下で、例外なき関税撤廃を原則とするT P P交渉には参加しないこと。
2. 各国・地域とのF T A・E P A交渉においては、食料自給率が極端に低い現状や、将来の食料需給に関する国民の懸念、国土の保全等に十分配慮し、農林水産物の例外品目の確保、十分な国内対策等、国内の関係品目に影響が生じないように対応すること。
3. 食料安全保障・食料自給率の向上を目指すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年11月26日

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	西岡武夫殿
内閣総理大臣	菅直人殿
内閣官房長官	仙石由人殿
外務大臣	前原誠司殿
農林水産大臣	鹿野道彦殿
経済産業大臣	大畠章宏殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

平成22年11月香美市議会臨時会議決一覧表

1. 議案関係

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
第 80 号	香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	22. 11. 26
第 81 号	香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
第 82 号	香美市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
意見書案 第 15 号	T P P（環太平洋連携協定）交渉に反対する意見書の提出について	〃	〃